令和 4年 第2回定例会

千歳市議会会議録

第5日目（令和4年6月15日）

△北山敬太議員の一般質問

○山崎議長 次に移ります。

12番、北山議員。

◆12番北山議員 ちとせの未来を創る会、北山でございます。

それでは、通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。

大項目1、危機管理対策について、この項目については、一昨日の北原議員の質問と重複いたしますが、その際の御答弁も踏まえて、多角的な視点からお尋ねをさせていただきます。

質問数がかなり多く恐縮ではございますが、市民の生命と生活の根幹に関わる内容、また、今、このタイミングでしかお聞きできない事項もありますので、平に御容赦をいただき、真摯な御答弁をいただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

それでは、中項目1、千歳市地域防災計画等の見直しについて伺います。

昨年12月に千歳市地域防災計画が修正されました。

これは、同年5月20日付で災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、避難勧告と緊急避難指示が、避難指示に一本化されたことなどによるものと理解をしております。

この計画書は、災害の種別ごとにおおむね総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画の4章立てで構成されており、資料編までを加えると860ページを超える膨大なものです。その中で、今回は災害等が発生したときの避難誘導、また、千歳市強靱化計画との関係性などに焦点を絞って質問をさせていただきます。

さて、実際に各種の災害が起こった際の初動や避難対策については、過去の教訓の整理とともに、平時の避難訓練や各家庭における備蓄の見直し等が重要であることは言うまでもありません。

そこでまず、4年前の胆振東部地震の際、また、先般の豪雪の際に感じた問題点についてお伺いをいたします。

1点目、胆振東部地震の際に避難所の開設及び運営が計画どおりに進まず、避難所の運営に当たり、町内会役員等の招集が想定どおりできなかったと聞きました。また、給食の遅配や職員の交代が滞ったという話も伺っております。このときの反省点を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえ、今後、避難所の運営をどのように見直す御予定か、伺います。

２点目、胆振東部地震の際には、新千歳空港の閉鎖で行き場を失ったインバウンドを含む多くの旅行客のケアを市が受け入れることとなり、想定外の対応に追われ、多くの職員が対応を余儀なくされたと聞いております。これら空港利用者等の避難者受入れについて、その後、国や北海道エアポートとどのように調整を図られているでしょうか。

３点目、この冬の豪雪により、一時避難所として指定している街区公園がほぼ使えないことが露呈しましたが、このような教訓は、今後の避難計画の中でどう見直しをしていくつもりでしょうか。

次に、千歳市強靭化計画との連携についてお尋ねをいたします。

以前の議会答弁で、山口市長は、千歳市強靭化計画とはあらゆるリスクを見据え、いかなる自然災害等が起ころうとも、最悪の事態に陥ることを避けられるような強靭な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうとするものと述べられておられます。

つまり、地域防災計画が最大限その機能を発揮できるよう、あらかじめ種々の条件整備を図るための取組が強靭化計画であると理解をいたします。

４点目、地域防災計画には、強靭化計画との連携について、当該計画と地域防災計画は、どちらも災害への対応という点で共通しており、それぞれの目的に合わせて役

割分担を図りながら、本市の強靭化を推進していくとの記述があるのみで、具体的な関連性は把握できません。

強靭化計画の所管は企画部、地域防災計画は総務部と聞いており、平時の内部統制がしっかり図られているのかという点も気になるわけですが、それぞれの計画の連携について、また、強靭化計画で実施された事業や取組が地域防災計画の災害予防計画にどのようにリンクをし、貢献することになるのか。両計画の関係性について、いま一度分かりやすく御教示をください。

５点目、国は、地方自治体における地域計画の策定を推進するため、国土強靭化地域計画に位置づけられた事業に対する補助金の重点配分、優先採択を進めているとのことですが、令和3年度以降、この補助金の適用を受けた市の事業について、どのようなものがあったのでしょうか。その事業が、防災、減災にどのように寄与していると考えられるのか、市の見解をお示しください。

次に、現在、保健福祉部で所管している災害時避難行動要支援者名簿並びに災害時避難行動要援護者個別計画について伺います。

６点目、現在、災害発生時に支援を要する避難者を登録し、町内会に通達する制度として、災害時避難行動要支援者名簿及び災害時避難行動要援護者個別計画の２つがありますが、改めてこの2つの制度内容と、双方の登録者が必ずしも一致しない理由について御教示ください。

７点目、現在の避難行動要支援者名簿並びに個別計画に記載されている支援が必要な登録者数、市と覚書を交わしている町内会等の数について御教示願うとともに、３年前と比較した増減をそれぞれお示しください。また、地区によって増減の格差などはあるのか、伺います。

８点目、個別計画については、社会福祉協議会を通じて平成２３年より一部モデル事業として実施され、地域支援者の選定が行われ、平成２４年より、随時、参加町内会と覚書を締結して、現在に至っています。

避難行動要支援者名簿並びに個別計画に登録されている方については、市で年に２回更新されていますが、制度設計から１０年が経過し、当初、選定した地域支援者の中には、既に死亡あるいは転居された方もおり、後任者の選定も困難なことから、更新が追いつかない状況にある町内会も多いものと推察します。この前提に立てば、個別計画制度については、実際の災害発生時に事実上機能しない町内会が多数出てくるものと考えます。

代替的な制度の確立、また、任意団体である町内会やボランティアに頼るのみならず、実効性の高い運用を真剣に検討すべき時期に来ていると考えますが、御所見を伺います。

中項目２、地域防災リーダーの育成。

先日、市から町内会に対して地域防災リーダー養成講座の受講を促す要請がありました。

今回の地域防災リーダー養成講座についても、町内会組織を前提とした防災ボランティアによって賄おうとするものと聞いておりますが、私は、平成29年の予算特別委員会、翌30年の決算特別委員会の質疑において、高齢化の著しい町内会をベースとした自主防災組織の限界とともに、町内会に入会していない単身者等の若年層、企業等に活動の場を広げる取組の必要性を繰り返し指摘してきたところです。

そこから既に5年が経過し、町内会の役員等もさらに高齢化が進み、新型コロナウイルスの影響もあって、初期消火活動や被災者の救出、避難行動要支援者の搬送などを実際に行うのは、非常に困難な状況に追い込まれつつあります。従来の考え方に固執したまま、ただ、地域防災リーダーの数だけを増やしても、実際に行動できる担い手の実数を確保しなければ、災害発生時において機能不全に陥ることは明確です。

現在は、男女問わず70歳ぐらいまで現役で仕事に従事される方も増え、夜間に働いている方もいらっしゃいます。昭和の時代のように、十分な体力や余暇を持ちながら、町内会活動に参加できる人員は多くありません。古い価値観で計画を策定しても現実には機能いたしません。社会や生活スタイルの変容に合わせて、行政が柔軟に変化、対応していかなければ、市民の期待に応えることは難しい時代だということを改めて認識していただく必要があります。

この点を踏まえて、地域防災リーダーの育成と在り方についてお尋ねをいたします。

１点目、町内会の組織率が低減し、高齢化とともに活動が縮小していく地域が多い中、現状を看過したままで、なぜ、まだ町内会を中心とした地域防災リーダーの養成を進めようとこだわるのでしょうか。実質的な効果が期待できないと考えますが、実効性について、市の見識をお伺いします。

２点目、市内には、中心市街地や向陽台の一部など、既に住民の高齢化がかなり進行している地域があります。このような地区では、避難の際に支援を必要とする方、また、避難をサポートする地域支援者の総数が相対的に多くなり、新興住宅地域と比較して避難にかかる手間や時間に大きな負荷が生じます。この地域格差について、市は把握をできているのでしょうか。また、要援護者の数に対して必要な地域防災リーダーの目安や目標を設定しているでしょうか。

３点目、この５年間の進捗として、地域防災リーダーの育成数や協力企業の参加状況にどの程度、変化があったでしょうか。また、現在の自主防災組織の結成率とともに、地域防災リーダー、自主防災組織参加者の平均年齢を御教示ください。

４点目、毎年、社会福祉協議会が募集している千歳市防災ボランティアリーダーとの活動内容の違いや関連性について御教示ください。

５点目、地域防災リーダーはあくまでもボランティアであり、災害発生時に必ずしも参加を強要される立場にはありません。災害の発生時間や曜日によっても異なるものと思われますが、市は地域防災リーダーの実用性をどう評価しているのでしょうか。

６点目、４年前の胆振東部地震発生時において、地域防災リーダーが果たした役割について伺うとともに、当時の活動内容等について、聞き取りなどの追跡調査を行い、データベースを構築して活用されているでしょうか。

中項目３、戦時態勢における市民の保護を伺います。

今般の一方的な大義名分によるロシアのウクライナ侵攻は、世界に大きな衝撃を与えるとともに、強い非難をもって受け止められております。

ウクライナと同様に、ロシアと国境を接するフィンランドは、隣国スウェーデンとともにNATOへの加盟申請を行うなど、周辺諸国にさきの大戦以降、最大の脅威と緊張感をもたらしています。

我が国との関係を見ても、当時ソビエト連邦であったロシアは、大戦末期の１９４５年８月９日、日ソ中立条約を一方的に破棄して我が国に宣戦布告、満州、樺太に侵攻した後、カムチャッカ方面から千島列島を経由して、北方領土までを占拠し、自国の領土に編入しました。

道内には、財産を奪われ、これらの地域から強制引上げで着の身着のまま移住を余儀なくされた方も多く、再び繰り返された暴挙に、当時を思い返して胸を痛めている方もいらっしゃるものと推察いたします。

そのような折も折、ロシア国会下院副議長でもある公正ロシアのミロノフ党首は、４月１日ロシアは北海道に全ての権利を有していると日本への脅しとも受け止められる見解を表明しました。また、ロシアの極東開発を統括するトルトネフ副首相は４月２５日、北方領土を含むクリル諸島について、ロシアの領土として産業観光開発を行っていくと述べ、実効支配を強めていく考えを強調したほか、今月１０日には、北方領土周辺での日本側漁船が操業する権利について剥奪されることになるだろうと語り、我が国に対する敵対姿勢をあらわにしています。

ちまたでは、アメリカと同盟を結んでいる日本をロシアが攻撃対象とすることはあり得ないという意見もあります。一方では、ロシアの北海道侵攻は想定しておかなければならないという専門家もおります。

あらかじめ述べておきますが、私は、ロシアに限らず、いかなる国とも武力衝突は避けるべきと考えており、あらゆる外交努力を駆使して、今後も回避していただきたいと願うところです。しかし、ロシアが国際合意に反して、ウクライナという主権国家への侵略行為を行った事実を目の当たりにした以上、たとえ、ごく僅かでも可能性があれば、不測の事態に備えるのが危機管理の本質でもあります。

戦術学的な見地では、敵の反撃能力をそぐため、優先的に標的とすべきは軍事拠点、空港・港湾、コンビナートなどの重工業地帯などが定石とお聞きします。仮に、ロシアが日本に侵攻を企てた場合、最初に攻撃目標とするのはどこか、千歳市はかなりリスクが高い場所なのではないか、そのような懸念が頭に浮かんでまいります。

恒久平和を標榜してきた戦後の日本においては、国民が再び戦火に遭遇するという想定自体がタブー視されてきたように思います。しかし、今般のウクライナ国内で繰り広げられている戦火と惨状を目の当たりにして、私の周囲でも不安を口にする方々が増えてきているというのが実感です。

それらの観点を踏まえて、戦時態勢下における市民の保護について、順次、伺います。

１点目、千歳市地域防災計画は災害対策基本法、千歳市国民保護計画は国民保護法という異なる法律に基づいていますが、災害と武力攻撃において、市民が避難行動を取る場合の手順の違いについて端的に御教示ください。

２点目、千歳市国民保護計画の中には、「国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるもの」という記述があります。

この場合の国民とは、千歳市民を指すものと思われますが、有事の際にどのような援助協力を要請することが考えられるのか、例示してください。

3点目、千歳市国民保護計画の中には、武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組みとして、避難、救護、被害を最小化にするための国、都道府県、市町村などの役割分担と相互連携の仕組みが記載されておりますが、抽象的過ぎて、我々一般市民がその流れをイメージすることは困難です。

一昨日の北原議員の質問に対する答弁では、国が武力攻撃等の位置、規模、状況、その後の攻撃予測などを考慮して、要避難地域、避難先地域等を指定するとのことでありますが、市民としてまず知りたいことは、Jアラートが発令した際、どこに着弾するか予測がつかない中で、初めにどのような避難行動を取るべきなのかということです。

内閣官房の国民保護ポータルサイトでは、屋外にいる場合は、近くの建物（できれば頑丈な建物の中）、または地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難。屋内にいる場合は、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してくださいと書かれています。

千歳市の場合、堅牢な地下避難施設はないと思いますが、爆風や飛散物から身を守ることのできる避難場所として適当と想定される建物の選定はできているでしょう

か。いざというときに、外出先でも戸惑うことがないよう、避難場所として適当な施設を市民へ周知する必要もあると思われますが、現状での取組と進捗について伺います。

４点目、この国民保護計画は、国の法整備に基づいて策定されたものですが、市が主体的かつ能動的に避難訓練等を行って、その実効性を確認しなければ、計画を策定していても、事実上、何も機能しないのではないかと感じます。

災害の際には、まず、自助と共助により避難行動を起こすこととされておりますが、千歳市が国民保護計画に基づく避難、救護訓練をこれまで実施しておりません。

今般の事態を受け、市長は、その必要性や緊急性をどの程度のものと認識されておられるのか、今後、武力攻撃を想定した避難訓練を実施するお考えはないでしょうか。

本年４月２５日に内閣官房からは、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の公募についてという文書が都道府県を通じて発達されています。この文書に対して、千歳市は実施意向の回答を、あり、なしのいずれで返されたのか、御教示ください。また、その理由についても伺います。

５点目、先に申し上げたとおり、千歳市は国際線が就航する新千歳空港と陸上自衛隊駐屯地、航空自衛隊基地が所在する国防の要と言える自治体です。万一、有事になった際、千歳市民は、生命の危機と財産の喪失という相応のリスクを負うことになりかねないことを、念のため想定しておく必要があると考えます。

個人がかける生命保険や損害保険等は、おおむね戦争などの変乱については免責となっておりますが、このような被害をこうむったときに、国の制度として、被災市民が受けられる救済措置が現状あるのかどうか、見解をお示し願います。

6点目、千歳市民は、長きにわたって空港や自衛隊と共存し、騒音や振動などの公害に対しても理解を示し、我慢をしながら歩んできた歴史があります。

これまで、山口市長は、自衛隊の体制強化を求める取組を長年続けてこられましたが、駐屯地や基地の防衛能力が強化されれば、その能力に比例して敵国から攻撃の対象とされる確率も高まるというのが常識的な見方だと思います。

一昨日の答弁で、市長は武力攻撃事態に対応した構築物等の整備については、法令や国の指針を基に検討する必要があると考えており、現時点で施設の必要性、規模や強度、形状等に関する基準がないことから、市として整備を行う考えは持っていないと述べられました。

しかし、駐屯地、基地所在自治体の長として、万一、当市が武力攻撃にさらされた場合でも、市民の安全と財産の保護が最大限図られるよう、国に対して市民の生命、財産保護に資する法の整備とともに、避難施設等の整備の必要性等と基準を明確に示すようただし、必要な事業の検討と予算措置を強く働きかける義務と責任があるのではないでしょうか。その積極的な姿勢こそが、この千歳市で生活する市民に末永く安心を享受することになると考えますが、改めて市長の御所見を伺います。

大項目2、新型コロナウイルス対策について、中項目1、イベント等の実施における感染防止対策。

新型コロナウイルスの影響で、2年間にわたり自粛を続けていた各種イベントが今年度から解禁となります。直近では、今月5日に開催された千歳JAL国際マラソンがありますが、これから夏に向けて、スカイ・ビア&YOSAKOI祭をはじめ、市主催の行事に限らず、各種のイベントが予定されております。

今月から訪日外国人の入国規制が緩和されて、今後、新千歳空港からも国際旅客の出入国が可能になります。大幅な円安の影響もあり、これからハイシーズンに向け、多くの外国人が訪日するものと、観光事業者は期待に胸を膨らませる一方、先月末には訪日観光実証ツアーで、来日中のタイの旅行客が感染し、水際対策が完璧ではないこと、新たな変異ウイルスが海外からもたらされるのではないかとの懸念も上がっております。

これまでのようにまん延防止等重点措置と解除が繰り返される限り、市場経済の活性化や景気回復につながらないことは明確で、いまだはっきりと出口の見えない国の対応に、多くの国民も事業者も辟易としているのではないでしょうか。

感覚的には、既にポストコロナの段階に入ったと判断してもよいように感じますが、国が明確な方針を打ち出していないため、現在も都道府県のガイドラインに沿って各種イベントや行事等の運営を決めなければいけない状況にあります。北海道が示して

いるイベント開催の取扱いにおいては、人数上限や収容率に応じてイベント主催者と施設管理者の双方において業種別ガイドラインを遵守すること。感染防止安全計画や感染防止策チェックリストなどにより、必要な安全防止策を担保することが求められていますが、昨日、3年ぶりに開催された札幌まつり初日には、会場の中島公園が想定を超える来場者であふれ、急遽、市が市民に来場自粛を呼びかける事態となっているようです。

まだまだ難しい課題があるものと感じますが、今後の千歳市の対応について、3点お伺いします。

1点目、まず、今年度、千歳市が主催もしくは実行委員会に加わり、開催を予定している各種行事等のうち、感染防止安全計画の提出が求められる規模のものはあるでしょうか。また、市以外の者が主催し、市内で開かれるイベント等で、該当する規模のものはあるでしょうか。

2点目、感染防止安全計画を策定しないイベントについては、感染防止策チェックリストをイベント主催者等が作成し、イベントのホームページなどに掲載、公表することが求められています。

さきに開催された千歳JAL国際マラソンのホームページにおいても、検温及び体調管理チェックリストの提出が参加規約の中に義務づけられておりましたが、現在のガ

イドラインが継続する限り、今後、開かれる行事等においても、ほぼ同様の制約を来場者全員に求めることになるのでしょうか、御所見を伺います。

３点目、市以外の者が主催するイベント等と感染防止対策をある程度統一するために、協議を行う、あるいは市から要請を行うような予定はあるでしょうか。また、行事案内の中に限らず、市民へ基本的なガイドラインを事前周知するような対応は考えているでしょうか。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。

○山崎議長　10分間休憩します。

（午後2時22分休憩）

（午後2時32分再開）

○山崎議長　再開いたします。

◎山口市長　ちとせの未来を創る会、北山議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、危機管理対策についてであります。

避難所運営に関する見直しについてお答えいたしますが、胆振東部地震後、震度6弱以上の地震が発生した場合は、全指定避難所を開設するなど、避難所開設基準を明確にしたことや、平成31年3月に避難者、施設管理者、派遣市職員の主な役割を定めるなど、避難所開設・運営マニュアルの見直しを行っております。

また、令和２年７月には、新型コロナウイルス感染症への対策の必要性から、避難所内の密の回避や消毒の実施、受付時の体調チェックの要領等を定めた新型コロナウイルス感染症対策編を新たに策定しており、今後も情勢の変化に対応した見直しを行ってまいります。

次は、災害時における空港との調整でありますが、観光客等帰宅困難者への対応については、胆振東部地震の教訓を踏まえ、一時滞在施設の確保等の対応方針を定めたほか、民間事業者との間で、一時滞在場所の提供に関する協定を締結するなどの取組を進めております。

また、北海道エアポート株式会社においては、令和２年９月に新千歳空港緊急時対応計画を策定しており、空港内の滞留者に対する避難場所の確保や非常食、毛布の備蓄等を行っていると承知をしております。

次に、指定緊急避難場所としての公園等の使用についてでありますが、公園等の指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から身を守るため、一時的に避難することを想定し、指定しているものであり、何らかの理由によりその場所が使用できない場合は、差し迫った危険のない他の場所で身の安全を図り、危険が去った後、帰宅や指定避難所への移動等を行っていただくこととなるため、今後、防災ハンドブック等を通じて、公園等の指定緊急避難場所が使用できない場合の対応について周知してまいります。

次に、強靭化計画と地域防災計画の関係についてでありますが、地域防災計画は、地震や洪水などの特定のリスクごとに発生時の応急対策、復旧・復興対策等について定めており、強靭化計画は、災害等に備え、これらを回避するために必要な施策の取組状況や課題を分析・評価することを目的としております。両計画は、それぞれの目的に合わせて役割分担を図りながら、災害に強いまちづくりを推進することとしております。

次に、国から補助等を受けた事業、また、防災、減災にどのように寄与しているかでありますが、国では、国土強靭化の取組を推進するため、計画に基づき実施される事業に対して補助金や交付金の重点配分、優先採択をすることとしており、採択対象となる事業や交付金などについては、国土強靭化計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援メニューが、地方公共団体向けの参考資料として示されております。

本市においては、令和3年度において、自家給油取扱所更新整備事業や橋梁長寿命化対策事業、路面下空洞化調査事業、下水道施設更新事業など、9事業が採択を受けており、令和4年度は、引き続き橋梁長寿命化対策事業や下水道施設更新事業、小中学校改修事業など、9事業の採択を見込んでおります。

これら事業の実施により、道路や橋梁、下水道などのインフラ施設等の適切な管理が推進されることにより、平時や災害時における安全な道路交通の確保など、市の減災、防災にも寄与するものと考えております。

地域防災計画と千歳市強靭化計画は、どちらも災害への対応という点で共通しており、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら、災害に強い町の実現に向け、強靭化を推進してまいります。

次に、災害時避難行動要支援者名簿と災害時避難行動要支援者個別計画についてお答えいたします。

避難行動要支援者名簿は、平成25年の災害対策基本法の改正により、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者本人から同意を得て作成することが義務化されたことを受け、平成26年にダイレクトメール方式で同意を募り、名簿を作成しております。この名簿は、平常時から消防や民生委員、児童委員、町内会等に情報を提供し、災害時等において、避難行動の連携を図ることを目的とし、平成27年度から運用を開始しております。

また、個別計画は、令和3年の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務と改定されておりますが、本市は、平成23年度からモデル事業として取組を進めております。その内容ですが、高齢者、障がい者等の各登録者の同意を下に、町内会等の支援を得て、個人ごとに避難経路図の作成や地域支援者を選定する計画となっており、

取組に着手した翌年の平成24年度から随時、町内会と覚書を締結し、現在に至っております。

なお、避難行動要支援者名簿及び個別計画の登録者の更新につきましては、死亡や転居による抹消や、毎年5月11月に更新を行うほか、新規登録や登録内容の変更については、広報ちとせや市ホームページなどにより周知した上で、本人や町内会、民生委員、児童委員等から、随時、申請を受け付けるなど、把握可能な範囲で修正を行っております。

登録者が一致しない理由でありますが、避難行動要支援者名簿及び個別計画策定に着手した年次に最大で3年の相違があること。また、個別計画の策定が進んでいないことが要因と考えています。

次に、避難行動要支援者名簿及び個別計画の現状と3年前との比較状況でありますが、避難行動要支援者名簿の登録者数は、令和元年5月が1,426人、同名簿を共有している町内会数は121町内会、令和4年5月の登録者数は1,084人、町内会数は118町内会であり、登録者数は342人減、町内会数は3町内会減となっております。

個別計画の登録者数は、令和元年5月が545人、同計画を共有している町内会数は93町内会、令和4年5月の登録者数は395人、町内会数は同じく93町内会であり、登録者数のみが150人減となっております。

避難行動要支援者名簿及び個別計画の登録者数が減少した理由については、本人や町内会、民生委員、児童委員からの新規申出数より、転出や死亡などによって登録を削除した数が多かったことによるもの、このように考えております。また、令和元年5月と令和4年5月における地区別の登録者数の増減に関しましては、避難行動要支援者名簿は90町内会が減少、個別計画は47町内会で減少しておりますが、地区による大きな差は生じていないものと捉えております。

次に、避難行動要支援者名簿及び個別計画などの見直しに関する考えでありますが、千歳市地域防災計画は、市民及び事業者が自らの安全を守る自助、市民等が地域において互いに助け合う共助、市及び防災関係機関が実施する対策の公助などを基本とし、「災害や危険から暮らしを守るまち」、「災害に強いまち、ひとづくり」を目標として定めております。

災害発生時は、登録者の身近な存在であり、地域住民の支え合いにより活動している町内会の協力は、大変重要であると認識をいたしております。

今後につきましても、避難行動要支援者名簿及び個別計画の更新時に、町内会と新たな登録者や地域支援者に関する情報について、継続して意見交換に努めてまいります。

また、特に個別計画の作成の促進につきましては、令和3年より国が進めているモデル事業の成果報告を参考とするとともに、地域の実情を踏まえながら調査研究を進めてまいります。

次は、地域防災リーダーの育成についてお答えをいたします。

まず、町内会を中心とした地域防災リーダーの育成についてでありますが、大規模な災害が発生した場合には、市をはじめとする防災関係機関による公助のほか、地域住民が協力してお互いを助ける共助が極めて重要となり、町内会はその中心的な担い手であると考えております。

各町内会や自主防災組織において、役員のなり手不足や高齢化による人材不足といった課題があることは十分認識しており、市として、地域防災リーダー養成講座の開催方法の工夫や、出張訓練支援などの取組を通じて、活性化に向けた働きかけを行ってまいります。

また、養成する地域防災リーダーには、家庭内備蓄の推進など、防災知識の普及や啓発活動を期待しているところであります。

自主防災組織においては、独自に災害時の役割分担や避難計画等を定めているところもあり、地域の方々がその地域の特性に応じて、災害時の行動要領を定めることは、大変有効であると考えておりますことから、今後も各地域における自主的な取組への支援を行ってまいります。

次に、防災体制における地域差、地域防災リーダーの人数の目安でありますが、昨年度から実施している自主防災組織への訪問活動を通じて、高齢化の進行による防災体制の地域格差が生じていることは認識しており、市として、自主防災組織との意見交換や訓練への助言など、防災活動の活性化に向けた取組を行ってまいります。

また、地域防災リーダーの数は、要支援者の数に対応したものではなく、各地域において防災知識の普及啓発等の役割を期待して育成しているものであり、数値目標は特に設けておりません。

次に、地域防災リーダーの育成状況でありますが、平成18年度から実施している地域防災リーダー養成講座において、これまで認定を受けた方は526人であり、平成29年度以降、5年間の養成者は94名であります。

高齢者等の避難のための企業との協定については、地域住民の避難支援を行う協定を締結している企業等はありませんが、災害時の生活物資の供給や輸送などについては、随時、企業等と協定を締結しているところであり、地域住民の避難支援が可能な企業等があれば、協定の締結について検討していきたいと考えています。

また、自主防災組織カバー率は、令和4年4月時点で80.58%であり、地域防災リーダー及び自主防災組織構成員の年齢は聴取していないことから、平均年齢については把握をしておりません。

次に、社会福祉協議会が養成する防災ボランティアリーダーと地域防災リーダーとの違いでありますが、社会福祉協議会が養成する防災ボランティアリーダーは、災害時に社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの募集や受付、活動の調整等を行うものであり、市が養成する地域防災リーダーは、各地域において防災計画の作成や防災知識の普及啓発を行うものであります。

次に、災害時に協力を強制されないボランティアの実効性についてであります。

災害時には、地域防災リーダー自身やその家族が被災する可能性もあり、必ず避難行動の中心を担えるわけではないものと認識をしております。

一方、過去の災害において、被災者の救助等に自主防災組織等の活動が大きく貢献したことは確かであり、一人でも多くの地域防災リーダーを養成することで、実効性を高めていきたいと考えています。

次に、胆振東部地震の際に地域防災リーダーが果たした役割でありますが、自主防災組織への訪問を通じて、役員が町内会館に参集し、発電機を稼働したなどの事例があったとお聞きをしており、自主防災組織への訪問により得られた情報については、結果を記録し、今後の対策の検討資料としております。

次は、武力攻撃等に対する質問にお答えいたします。

初めに、災害時と武力攻撃事態における避難行動の違いでありますが、災害時には、気象警報などに基づき、市が避難指示等の判断を行いますが、武力攻撃事態等

においては、国が要支援地域や避難先地域を指示し、市は、それに基づき、避難経路や避難手段等を定めることとなります。

また、災害においては、地震の場合、水害の場合などに応じて、あらかじめ指定避難所を定めておりますが、武力攻撃事態等の場合は、避難先が千歳市域には限らないことから、その事案に応じて、避難先や移動手段等が異なることが想定されます。

次に、武力攻撃事態等の際に想定される市民への協力依頼についてでありますが、国は、国民保護における国民の協力について、住民の避難や被災者の救援の援助、消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助、保健衛生の確保に関する措置の援助、避難に関する訓練への参加の4点を例示しており、これらの協力は、国民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないとされていることから、市民に対する協力の要請は、これを踏まえて行うことになるものと考えております。

次に、爆風などからの避難施設への選定でありますが、国は、弾道ミサイル落下時の行動として、Jアラートによる緊急情報が発出された場合には、近くの建物の中か地下に避難する。建物がなければ、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動するといった行動を例示しておりますが、弾道ミサイルは発射後、僅かな時間で到達する可能性があることから、避

難施設は特定せず、近くにある建物内に避難するか、物陰に身を隠すといった対応について、引き続き周知を行ってまいります。

次に、国民保護計画に基づく避難訓練等でありますが、武力攻撃等を想定した訓練は、その性質上、1市町村のみで実施することは難しいため、これまで、国と北海道が連携する訓練に市職員が参加する形で実施をしております。

市民の参加による避難訓練等については、国、北海道、市の連携要領を具体的に確認した上で、被害状況やそれに基づく避難経路等を想定して実施する必要があることから、段階的に実施を検討してまいります。

なお、内閣官房から通知のあった弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の公募については、当市としては、今年度、避難所開設訓練や地域防災リーダー養成講座、総合防災訓練など、市民参加による訓練を多数予定しており、個々のケースにより違いは生ずるものの、避難行動には災害時と共通する部分も多いことから、応募については予定をしておりません。

次に、国民保護における救済措置についてでありますが、自然災害等により大規模な被害が発生した場合には、災害救助法の適用により、国による救済が行われる場合がありますが、武力攻撃等による被害に対する同法の適用については、想定されていないもの、このように認識しております。

次に、法整備等に関する国への要望でありますが、武力攻撃等については、その予測や万が一の場合の対処について、国が十分に情報収集を行い、抑止のための最大限の努力を行うものと認識しております。

本市は、これまで、防衛施設の設置、運用によって生ずる諸障害への対応を目的として、関係法令に基づき、施設整備に対して補助金の交付を受けているほか、これまでも補助メニューの拡充等について要望を行ってきておりますが、本市が単独で、武力攻撃等を想定した要望活動を行う考えはありません。

次は、新型コロナウイルス対策について、イベント等の実施時における感染防止対策についてお答えいたします。

初めに、感染防止安全計画の提出が求められる規模のイベントがあるかでありますが、コロナ禍におけるイベント等の開催は、国や北海道が制限を設けており、主催者には、各業界が定める業界別ガイドラインを遵守することとされております。

また、参加人数5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合は、事前に感染防止安全計画を作成し、道へ提出することとなっており、これらの人数制限等を下回るイベントの場合は、計画に替わり感染防止チェックリストを作成し、公表することが求められております。

現時点で開催を予定している市主催のイベント等のうち、感染防止安全計画の提出を要するものはありませんが、7月31日開催の令和4年度航空自衛隊千歳基地航空

祭では、主催者である航空自衛隊が、この計画書を道に提出することを承知しております。

次に、千歳JAL国際マラソンで出場者に求めていた体調管理チェックシートと同様の制約を、他のイベント等に求めるかについてでありますが、今月５日に開催された千歳JAL国際マラソンにおいては、業種別ガイドラインに当たる陸上競技活動再開のガイダンスに基づき、感染リスクを軽減した大会の運営を行ったところであります。

体調管理チェックシートは、陸上競技用のガイダンスに基づくものであり、内容の異なるイベントに同様の制約を課す考えはありません。

次に、感染防止対策の統一と基本的なガイドラインの策定についてでありますが、各種イベントにおける感染防止対策は、イベントの内容や規模により求められる基準が異なることから、市が基準を統一することや、独自のガイドラインを策定することについては考えておりませんが、各主催者は、道が示す感染防止チェックリストや、各種団体が策定している業種別ガイドラインを遵守することにより、統一性は保たれているもの、このように理解をしております。

以上であります。

○山崎議長　暫時休憩いたします。

（午後2時56分休憩）

（午後2時56分再開）

○山崎議長　再開いたします。

◆12番北山議員　詳細な御答弁をありがとうございました。

まず、最初の大項目1、中項目1の防災計画の見直しの中でお聞きした強靱化計画と地域防災計画のリンク、ここの連携についてなのですけども、今の市長の御答弁ですと、先ほど私がお伺いをした強靱化計画と地域防災計画はどちらも災害の対応という点で共通をしており、それぞれの目的に合った役割分担を図っていくという、ここの地域防災計画に書かれたことをただ繰り返し述べられただけという感じで、私がお聞きした強靱化計画で行った事業がどう地域防災計画に生かされるという流れになるのかの関連のところが答弁されていなかったという気がいたしますが、もう一度、そこのところをお伺いしたいと思います。

○山崎議長　暫時休憩いたします。

（午後2時57分休憩）

（午後2時57分再開）

○山崎議長　再開いたします。

◎品田企画部長　お答えいたします。

強靭化計画が地域防災計画にどのように生かされているかといった御質問と思いますが、地域防災計画につきましては、発災時や発災後の応急対策ですとか、復旧復興等のことについて主眼が置かれているという特徴がある一方で、千歳市強靭化計画につきましては、主に行政機能や地域社会、地域経済をまず発災前の事前につくり上げていこうとする、そういったものに各種事業を位置づけして進めていこうといった、そういう特徴がございます。

そういった中で、千歳市強靭化計画には、災害に対応する強靭化を図るために、様々な事業を記載しているところでございまして、そういったものにつきましては、先ほど市長のほうから事業の内容については御説明させていただいておりますけども、こういったものを進めることによって、相対的に発災後の災害対応についても機能が強化される、そういった位置づけになってございます。

以上でございます。

◆12番北山議員　まだ分からない点がありますが、この点については、また今後の推移を見ながら、またお尋ねしてまいりたいと思います。

それから、もう一つ、中項目3、戦時態勢における市民の保護のところでお聞きをした、国のほうから出されている弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の公募は、千歳は応募しなかったと。理由としては、各種の防災訓練を今年度予定していて、そこで重

なる部分もあるから、対応できる部分もあるのではないかというようなお答えでございました。

その次の質問で、今、国のほうでは、例えば、市民、国民がそういう武力攻撃等によって被害を受けた場合の救済措置というものについては、今のところはないのだと。それは確認していないと。最後にお聞きした国のほうに働きかける部分についても、特に今のところ予定はないというお話だったのですが、今、こういう事態になって、これから国のほうで防衛3文書、どういうふうにロシアの表記が変わってくるのか分かりませんが、おおむね予想するところでは、相当な脅威ということで強く書かれるのではないのかなと。

それから、当然、地方が求める部分もありますけれども、国のほうでも、それはやっぱり北方への備えという部分ですか、そこは、多分、厚くしなければならないというところは、十分、国のほうも今考えているとは思います。

その中で、今、私が申し上げたような、やっぱり地域住民の生命と財産の保護、ここの部分というのは、やっぱり地元から声を挙げていかないと、なかなか国のほうでそこまでおもんぱかってくれることはないのではないかというふうに考えます。ちょうど今、7月16日に私のところも御案内が来ましたが、体制強化を求める総決起大会、この千歳にそうそうたる道内の恐らく基地所在地の首長さん、議員さん、あるいは、国会議員さんが集まられるということを聞いております。

こういうような機会に、やっぱり国に対して地元から、当然、隊員ですとか、装備の充実といったことも、これはもちろん大切なことですけれども、それと並行して、やはり地域住民の安全・保護に資する対策、法整備を進めてほしいということを、ぜひ声を上げていただきたいなと最後にお願いするところですが、そこに対しての御所見があれば、伺って終わりたいと思います。

◎佐藤総務部長　お答えをいたします。

まず、昨今のミサイルの発射ですとか、北海道が接している隣国、ウクライナに武力行使をしているという時点で、それは、隣国は当事者であって、北海道の脅威としては増しているものというふうに認識をしているところであります。

ただ、千歳市が国に要望するに当たっては、やはり本市の危険度とか危機感、危険度というのですかね、それについては、それがどのぐらいあるのか、そういうものについては、なかなかそこを判断する情報がないという状況であります。

そういった中で、議員のほうから必要性と基準を明確に正した上で国に要望してほしいということなのですが、やはり要望をするには、根拠を持って要望することが必要であるというふうに思っていますので、先ほど申しましたように、それを判断する情報がないということで、なかなか市から要望することは難しいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

◆12番北山議員　この件についても、今後の推移を見守っていきたいと思いますが、先ほど申し上げたように平時から千歳市民、非常に航空機騒音とか、砲撃音等の公害等、やはり耐えて、これまで歩んできたということがあります。

　万が一のときに命を奪われたり家屋を失ったり、そういうことが起きたときに、運が悪かったねというようなことで済まされることのないように、しっかりと今後について考えていただきたいと、最後にお願いをして、私の質問を終わります。

○山崎議長　これで、北山議員の一般質問を終わります。